

**平成24年度 第1回京都市環境審議会
議事摘録**

日 時 日時：平成24年9月21日（金） 10時00分～11時55分

場 所 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」セミナー室

出席者 内藤会長，浅岡委員，廣瀬氏（石野委員代理），板倉委員，大里委員，小川委員，外池氏（奥原委員代理），小幡委員，笠原委員，菊池委員，北村委員，塩路委員，島田委員，武田委員，長畑委員，仁連委員，牧野委員，松尾委員，村瀬委員，山内委員，山舗委員，吉村委員

欠席者 池坊委員，内田委員，大久保委員，在間委員，杵本委員，徳地委員，深尾委員，松井委員，諸富委員，湯本委員

内 容

1 開会

2 環境政策局長挨拶

3 議題

（1）京都市環境影響評価等に関する条例の改正に係る答申（案）について

- ・笠原環境影響評価検討部会長からこれまでの審議内容，答申案の概要について説明。その後，事務局より資料2-1と資料2-2について説明。

（塩路委員）資料2-1について，「1. はじめに」の2段落目に，「その事業に係る環境への影響について，自ら適正に調査，予測又は評価を行う」とある。この結果に対する意見を踏まえ，環境に与える影響をできるだけ少ない事業としていくということだが，「誰が」という主語が明確ではないような気がする。全部の主語が，「皆」であれば省略できると思うが，必ずしも，そうではないような気がする。例えば，「大規模な開発等において」などの方が良いと思う。あらかじめ，その事業に係る環境への影響について，「事業者が自ら」など，それぞれの主語を明確にする必要があると思う。

（臼居部長）御指摘の部分は，国が出版しているパンフレット「環境アセス制度のあらまし」に掲載された「環境アセスメント」の説明から引用したものである。「企画する事業者が自ら」など主語を加え，言葉の過不足については，検討したいと思う。

（塩路委員）それでは，「意見を踏まえ」というのも事業者なのか。

（臼居部長）そういうことになる。

（塩路委員）「影響をできるだけ少ない事業としていく仕組みである」ということは，全部，皆に係わることはないかと思った。この辺で主語が変わっているような気がした。国の説明がおかしいのかも知れないが，御検討いただければと思う。

2つ目は2ページに「（2）改正法の主な内容」とあり，突然，ここで「改正法」という用語が出てくる。冒頭から読んでも，「改正法」の説明がなく，よく分からない。今回の答

申案の非常に大きな根拠にもなっているような気がするので、どういう法律であるのかを具体的に記載していただければと思う。むしろ冒頭の部分で触れておいた方が分かりやすいと思う。

3つ目は、3ページ目の一番上に「ア 計画段階環境配慮」とあり、「計画段階環境影響評価手続が義務化された」と書かれている。環境影響評価手続が義務化されたのではなくて、私の理解では、計画段階環境配慮（配慮書手続）が義務化されたのではないか。前のページにも、そのように書いてある。環境影響評価の手続というと、義務化にはなじんでいないような気がする。だから、計画段階環境配慮（配慮書手続）が義務化されたと記した方が、はっきりするのではないかと感じた。

（臼居部長）御指摘の点は十分に理解できる。より正確にさせていただきたい。

（仁連委員）8ページの対象事業の拡大のところで、枠外に※2がついているが、本文中に※2がない。※2は何を説明しているのか。

（笠原部会長）※2は、8ページの右上の「都市公園」の「現行要綱の規模要件」欄に付しており、「特定山間地域」の補足説明となっている。

（臼居部長）資料2-2の後に市民意見募集の冊子を参考に添付している。その5ページに「特定地域の拡大」について記載している。これまでも、京都市域のほとんどを特定地域としてきたが、今回さらに、市街化調整区域も追加した。

（浅岡委員）3ページの「ア 計画段階環境配慮」の最後の行に、「説明会等の実施」とある。

「等」とは、「説明会に限らず」という意味であると考え。こういった事業の場合、必ず説明会を実施し、一方で、「説明会等」の「等」の実施で許される事業とはどのような事業か。

（臼居部長）基本的には説明会を実施していただく。インターネットがますます普及する中で、別的手段も考えられる。今後の動向も踏まえて、「等」を入れることとした。

（内藤会長）浅岡先生のご質問の趣旨は、「等」は、すべての事業に該当するのかということである。

（臼居部長）説明会の義務付けについては、すべての事業が該当するということである。

（浅岡委員）現行条例では、説明会の実施は義務規定であったのか。

（臼居部長）7ページをご覧ください。一番左に改正法における手続のフロー、中段に現行条例、右に条例改正の考え方が記されている。国の法律で定められた説明会については、全部、実施が求められている。

赤線で囲っている1-1、計画段階環境配慮に関する手続の部分に電子縦覧及び説明会と書かれている。従来は、事業計画が具体的に決まってからの説明会なので、事業者側は説明しやすく、住民側も質問しやすかった。今回はその前段の計画段階において、広く皆さんに知らせた上で意見を求めようという趣旨により説明会を原則としているが、それに代わるものも認めることとし、この1-1の説明会の部分だけが「説明会等」という表現になっている。

（浅岡委員）説明会に代わるものが何なのか、具体的なイメージが湧かない。今までは説明会が必要という条件だったのが、今後は実施しなくてもいいかもしれないというふうになるのは、

やはり望ましいことではないのではないか。

(臼居部長) 7ページの現行条例の説明で「市の要綱に基づき実施」(緑枠)の中に説明会と記載しているが、この要綱においても説明会及び、それと同等のものという理解のもとで、本答申案の「等」に当たるようなニュアンスでこれまでも運用してきた。今回の条例化においては、今まで要綱に基づき行っていた説明会を、条例化するものであり、制度を後退させない内容になっている。

(浅岡委員) いずれにしても、説明会が嫌だという業者がいて、説明会に代わるものも可能となるが、それが何かわからないという方法は望ましくない。一方的に情報を出して終わりということよりも、やはりコミュニケーションを持つことの方が望ましいと思う。

(内藤会長) 本日いただいた議論を踏まえて、審議会からの答申という形への取りまとめを私と笠原部会長に一任いただけると、ありがたい。この審議会を代表して、部会長と私で条例改正に係る答申を市長にお渡しすることになっている。ご了承いただきたい。

(2) 京都市地球温暖化対策計画の推進について

京都市地球温暖化対策計画の推進について、仁連地球温暖化対策推進委員長から概要の報告。その後、事務局から資料3-1から3-3までの説明。

(浅岡委員) 事業者の取組で、事業者排出量削減計画書制度について、これまでに実績、評価の方法、目標の立て方などの技術の蓄積がある。その取組をどう評価するのか、どういう方向を目指すのか。経済産業省で業種別のベンチマークシートを出しており、それを参考に加えて評価すべきである。

(仁連委員長) 今まで、温室効果ガス排出量を基準に地球温暖化対策計画を行ってきた。今後は、「低炭素社会の指標」というものを、温室効果ガス排出量とは違う視点でとらえなければならぬと思う。単に固定した排出係数で評価するのか、その年度の変動した排出係数で評価するのかという議論を超えて検討する必要があると思う。

(内藤会長) そのような議論をする段階にきている。エネルギーの生産、製品の生産、生活における消費にわけて評価し、各々の段階で二酸化炭素排出量はどう変化しているか、さらに、GDPあたりの温室効果ガス排出量をどう評価するのか、経済産業省においても議論がされている。このようなことについて整理しなければならない。

(小幡委員) 資料3-2の1ページの図1において、2009年度の排出係数が0.294 kg-CO₂/kWh、2010年度が0.311 kg-CO₂/kWhとなっている。もし、2010年度の排出量を0.294 kg-CO₂/kWhで算出した場合は、いくらぐらいになるのか。

また、4ページの表3において対前年度比を見ると、すべての部門において排出量が増加している。特に、民生・家庭部門と民生・業務部門が増えている。一方で、資料3-3において、削減効果指標実績を記載しており、数量的な分析は難しいと思うが、これらの指標と二酸化炭素排出量の関係をどのように分析しようとしているのか教えてほしい。

(馬屋原室長) 1点目について、排出係数の0.294 kg-CO₂/kWhから0.311 kg-CO₂/kWhへの悪化によって約15万トン排出量が増加している。

2点目について、削減効果指標と温室効果ガス総排出量がどの程度、関連しているのかは、

過去における知見もないため、今後分析していく。

(笠原委員) 電気の排出係数については、国単位あるいは京都市単位で排出量を考える場合、やはり変動で考えなければいけないと思う。また、努力の結果がわかるようにすべきということであれば、固定した場合と両方のデータを出すことが望ましい。

さらに、資料３－２の３ページでは、産業部門で大きく減っているが、事業所数などの増減と関係しているのではないかと。また、自動車による排出であれば、車の台数とエコカーへの変換比率、燃費の向上、という３つの要素が重なって減少すると思われる。全体の対策を立てていくうえでは、温室効果ガス排出量だけでなく、関連する要因についてのデータが必要になると思われる。

(馬屋原室長) 関連データに関しては、製造品出荷額や事業所数など、様々なデータを収集しているが、どのような関係があるのか十分な分析は今後の課題である。

(松尾委員) 資料３－３の３ページにメガソーラー発電所設置の事業者が決定したとあるが、いつから稼働する予定なのか。

また、エコ学区推進事業が行われているが、この事業は平成 24 年度までと聞いている。

平成 25 年度以降も継続して新たな学区を募集する予定なのか。

(馬屋原室長) １つ目の御質問、水垂埋立処分地のメガソーラー発電所設置については、３月に事業者が決定した。ＳＢエナジー株式会社、株式会社京セラソーラーコーポレーション、京セラコミュニケーションシステム株式会社の３社による事業体である。７月１日に、まず１基分のメガソーラーが稼働し、９月１日に２基目が稼働した。太陽電池出力 4,200kW の発電能力で稼働している。

２つめの御質問、低炭素モデル地区「エコ学区」推進事業については、平成 23 年度、24 年度の２箇年にわたり、各区・支所において１学区ずつでモデル的に進めている。今後は京都市内の全学区に広めていきたいと思っている。

(松尾委員) 2,100kW が２基とのことだが、何世帯分の電力を賄えるのか。

(馬屋原室長) 一般家庭の約 1,000 世帯分の年間消費量に相当する。

(小幡委員) これだけ主要事業がたくさんあるが、費用の面を整理して出していきたい。

(馬屋原室長) 京都市には、事務事業評価という制度がある。費用対効果は非常に大事な指標であり、事務事業評価制度においては、費用対効果について評価を行い、経費の公開も行っている。

(村瀬委員) 実は私の住んでいる学区がエコ学区に選定され、取組を行っている。エコ診断をやっていただき、皆が無駄遣いしていることがわかった。今年は皆の家庭で、この猛暑にも関わらず電力使用が減ったと聞いている。また、学区として取り組むと、もし車を買換えるのならエコカーにしよう、車に乗らないで市バスを使おうなど、エネルギーに対する関心度が高くなる。さらにゴミも分別が必要だと理解でき、さらに減らして二酸化炭素排出量の削減につなげるよう、市民として頑張らなくてはいけないと思っている。

(塩路委員) 費用の問題もそうだが、ハード対策は温室効果ガス排出量削減効果が非常にわかりやすい。一方で、ソフト対策は、効果の推計が、かなり難しい。地球温暖化対策計画では、削減効果指標を導入し、ハード対策もソフト対策も削減効果を算定しようとしており、非常

に面白い。「エコ学区」推進事業や「京エコドライバーズ宣言！」等、各々の対策でどの程度の効果があるかわかるようにすることが非常に大事だと思う。

(内藤会長) 京都大学として、温室効果ガス排出量削減の促進に加え、ぜひ削減効果の評価方法について研究を進め、その成果を京都市へも還元していただきたい。

以上で議事は終了としたい。

4 地球環境政策監 挨拶

5 閉会